

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市介護予防センター条例施行規則(平成18年規則第42号)第2条	盛岡市介護予防センター使用の許可	玉山総合事務所 健康福祉課

- 1 審査基準は、盛岡市介護予防センター条例（平成17年条例第97号）第5条第2項第1号から第3号による。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。